

令和4年度 入札制度等の改正について

令和4年3月30日 勝山市監理・防災課

1. 電子入札の実施

(1)対象等 ※令和5年度以降は順次拡大予定

①発注区分 勝山市内業者のみ対象の建設工事(すべての工種対象)
勝山市内業者のみ対象の工事関係委託

②発注方式 すべての入札方式(随意契約は対象外)

(2)実施時期

令和4年6月1日以降に公告する案件から

(3)その他

①紙媒体の入札公告の掲示板への貼り付けを廃止する。

(令和4年4月1日以降に公告する案件から、すべての発注区分において適用する。)

②工事発注見通しを四半期ごと(4月, 7月, 10月, 1月)に更新する。

2. 建設工事における配置予定技術者の確認方法等の変更

(1)資格の確認方法の変更

入札における主任技術者等の資格の確認方法を、事前登録制から入札ごとに変更する。これに伴い、入札説明書の配置予定技術者に係る記載内容及び様式等を変更する。随意契約時の配置予定技術者の資格の確認も同様とする。

(2)実務経験による主任技術者の資格の確認

不透明な記載を防ぐため、次のとおり実施する。

①実務経験証明書の記載内容の基準を定める。

②記載された工事経歴を確認する場合がある。

③虚偽記載した場合は指名停止措置の対象とする。

(3)適用時期

令和4年4月1日以降に公告する案件から適用する。

3. 建設工事における設計図書の開示手続きの変更

(1)改正内容

設計図書の開示請求書は対象工事の予算担当課にて受付し、設計図書の電子データを電子メールにて開示する。

(2)適用時期

令和4年4月1日以降に公告する案件から適用する。

4. 総合評価落札方式の評価項目の暫定措置の継続

(1) 暫定措置の内容

継続学習制度に認定される講習等や環境美化活動が、新型コロナウイルス感染症の影響を受けているため、令和3年度に引き続き暫定措置を継続する。

継続 学 習	<p>1. 評価項目の詳細</p> <p>(1) 土木一式 推奨ユニット数</p> <p>① 設計金額 4,500 万円未満 16 ユニット/1 年または 32 ユニット/2 年</p> <p>② 設計金額 4,500 万円以上 20 ユニット/1 年または 40 ユニット/2 年</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>【暫定措置】 適用期間 R2.9.1～R3.3.31 R4.4.1～R5.3.31</p> <p>① 設計金額 4,500 万円未満 16 ユニット/2 年または 32 ユニット/3 年</p> <p>② 設計金額 4,500 万円以上 20 ユニット/2 年または 40 ユニット/3 年</p> </div> <p>(2) 建築一式 推奨単位</p> <p>① 設計金額 3,000 万円未満 10 単位/1 年または 20 単位/2 年</p> <p>② 設計金額 3,000 万円以上 12 単位/1 年または 24 単位/2 年</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>【暫定措置】 適用期間 R2.9.1～R3.3.31 R4.4.1～R5.3.31</p> <p>① 設計金額 3,000 万円未満 10 単位/2 年または 20 単位/3 年</p> <p>② 設計金額 3,000 万円以上 12 単位/2 年または 24 単位/3 年</p> </div> <p>※ 証明書の証明日及び証明期間の終期は、開札日から遡って3か月以内であるものを有効。</p> <p>(例) ○…開札日が2019年11月1日の場合、証明日が2019年8月1日、証明期間が2018年8月2日(2年の場合は2017年8月2日)から2019年8月1日</p> <p>×…開札日が2019年11月1日の場合、証明日が2019年8月1日、証明期間が2018年8月1日(2年の場合は2017年8月1日)から2019年7月31日(証明期間の終期が3か月より前となるため)</p> <p>2. 評価点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・推奨ユニット(単位)を取得 … 1 点 ・推奨ユニット(単位)の半分以上を取得 … 0.5 点
環 境 美 化 活 動	<p>1. 評価項目の詳細</p> <p>公告日の前年度中に、次の環境美化活動を行っていること。</p> <p>① 自社の資材置き場について、環境美化・景観に配慮し、定期的(年3回以上)に整理を実施</p> <p>② 公共施設、公共設備、道路、歩道、街路樹の清掃(植栽含む)活動を定期的(年3回以上)に実施</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>【暫定措置】 適用期間 R3.4.1～R4.3.31 R4.4.1～R5.3.31</p> <p>③ 環境美化行事(クリーンアップ丸頭竜川、地域の環境美化活動、講演会等)、または、市や公民館が主催または共催する行事のボランティア活動へ参加</p> </div> <p>2. 評価点</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>【暫定措置】 適用期間 R3.4.1～R4.3.31 R4.4.1～R5.3.31</p> <p>・①+② or ①+③ … 1 点 ・② or ③ … 0.5 点</p> </div>

(2) 適用時期

令和4年4月1日以降に公告する案件から適用する。